

様式 2

第 490 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 5 年 9 月 25 日（月）午後 3 時 30 分～4 時 45 分
場 所	静岡県庁西館 4 階第一会議室 A 及びオンライン形式
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、金丸智昭、鈴鹿和子 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 神尾博巳（静岡県袋井木事務所建築住宅課長）
議 題	会長、会長代理の互選 建築基準法に基づく建築許可等について（審議 2 件、報告 1 件）

1 審議事項

会長、会長代理の互選

第 1 号議案 建築基準法第 44 条第 1 項第四号に係る建築許可

第 2 号議案 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項に係る建築許可

2 議事内容

会長、会長代理の互選

出席委員が互選した結果、今期において以下の委員が会長及び会長代理を務める。

会長 飯尾清三

会長代理 亀井暁子

第 1 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 44 条第 1 項第四号

2 申請場所

静岡県袋井市国本字中原 1468 番 4、1469 番 1、1492 番 3、1493 番 3

3 申請者住所氏名

東京都港区虎ノ門 4-3-1

中日本高速道路株式会社 東京支社 支社長 松井 保幸

4 建築物の用途

集会場（高速道路事業広報用コミュニティ施設）

○処分庁

本申請は、袋井市内において道路区域内である高速道路の高架下に、市民等に高速道路リニューアル事業の周知を目的とした PR 館を建築するものである。

計画にあたっては、敷地内に十分な広さの駐車場を設け、建築物から排出される汚水・生活排水は浄化槽設備により適正に処理する計画となっている。

以上のことから、法第 44 条第 1 項第四号の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第2号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第56条の2第1項

2 申請場所

静岡県袋井市諸井字向井3030、3033、3044-1、3044-3、3045-1、3142-2、3143-2、3164-1、2999

3 申請者住所氏名

静岡県浜松市南区寺脇町1701番地の1

株式会社ハマキョウレックス 代表取締役社長 大須賀 秀徳

4 建築物の用途

倉庫業を営む倉庫（増築）

○処分庁

本申請は、既存不適格の日影を生じさせている倉庫の敷地内において、倉庫棟を増築するにあたり、日影規制の許可を受けようとするものである。

本計画建築物は、既存不適格の日影を増長させるものではなく、また、増築部分の日影は基準の範囲に納まる計画である。

以上のことから、法第56条の2第1項ただし書きの規定に基づき、周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第1号報告

○事務局 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可の報告 29件